

東京都公報

発行 東京都

目次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)…一
- 都市計画の変更(八件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画課・街路計画課)…一
- 都市計画の決定……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…三
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…四
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…四
- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…四
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等(二件)……………(環境局総務部環境政策課)…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二

公 告

- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)…三
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………(同)…三
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…五
- 東京都立海上公園の休園……………(港湾局臨海開発部海上公園課)…五
- 特定建築者の公募……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…七
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(同)…七

告 示

●東京都告示第七百十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 墨田区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十一年二月六日から同年三月二十七日

- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称

●東京都告示第七百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画面用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 東京都計画面用途地域
 - 第一種低層住居専用地域 削除する部分
 - 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び練馬区貫井三丁目各地内
 - 第一種中高層住居専用地域 追加する部分
 - 練馬区貫井三丁目地内
 - 第一種住居地域 削除する部分
 - 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び練馬区貫井三丁目各地内
 - 近隣商業地域 追加する部分
 - 世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び

練馬区貫井三丁目各地内
 変更する部分
 練馬区貫井三丁目地内
 削除する部分
 練馬区貫井三丁目地内

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)並びに世田谷区役所及び
 練馬区役所

●東京都告示第七百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
 都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項に
 おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
 同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画下
 水道

変更する部分
 東京都公共下

港区港南一丁目地内
 水道

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び港区役所

●東京都告示第七百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第
 二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告
 示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画都
 市高速鉄道

追加する部分
 京浜急行電鉄
 湘南線

港区高輪二丁目、高輪三丁目、港
 南二丁目、品川区北品川一丁目及
 び北品川二丁目各地内

削除する部分

品川区北品川一丁目及び北品川二
 丁目各地内

変更する部分

品川区北品川一丁目及び北品川二
 丁目各地内

第一号線分岐
 線

港区高輪二丁目、高輪三丁目及び
 港南二丁目各地内

変更する部分

港区高輪二丁目、高輪三丁目及び
 港南二丁目各地内

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第七百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお
 いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同
 条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画道
 路

削除する部分
 幹線街路補助
 線街路第九
 八号線

千代田区大手町二丁目及び中央区
 日本橋本石町四丁目各地内

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第七百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
 都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお
 いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同
 条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画道
 路

追加する部分
 幹線街路補助
 線街路第六十
 一号線

新宿区西新宿三丁目地内
 変更する部分

新宿区西新宿三丁目、西新宿四丁目、渋谷区本町一丁目、本町二丁目、本町六丁目、幡ヶ谷二丁目、幡ヶ谷三丁目、笹塚二丁目、笹塚三丁目、杉並区方南一丁目、和泉一丁目及び和泉二丁目各地内

二 関係図書の縦覧
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第七百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 青梅都市計画道路
 三・五・二十 廃止する部分
 九号和田線
 青梅市日向和田三丁目及び和田町一丁目各地内

二 関係図書の縦覧
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第七百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村

山都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域
 東村山都市計画道路
 三・四・十五 削除する部分
 号の一新東京 東久留米市浅間町二丁目地内
 所沢線 変更する部分

二 関係図書の縦覧
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第七百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域
 東久留米市浅間町二丁目、大門町二丁目、神宝町一丁目、金山町一丁目、金山町二丁目及び氷川台二丁目各地内
 三・四・十八 変更する部分
 号新小金井久 埼玉県新座市栗原一丁目地内
 留米線

二 関係図書の縦覧
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第七百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画道路
 幹線街路環状第四号線
 追加する部分
 港区港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目及び高輪三丁目各地内
 削除する部分
 港区高輪三丁目地内
 変更する部分
 港区港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、高輪三丁目、白金台二丁目及び白金台三丁目各地内
 削除する部分
 幹線街路補助線街路第十六号線
 港区港南一丁目、港南三丁目及び港南四丁目各地内
 変更する部分
 港区港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、品川区東品川二丁目及び東品川五丁目各地内

二 関係図書の縦覧
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

一 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 区計画 東京都市計画地

二 西新宿三丁目 新宿区西新宿二丁目、西新宿三丁目
 西地区地区計 及び西新宿四丁目各地内
 画

三 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び新宿区役所

●東京都告示第七百二十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第
 六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
 十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社四葉不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 岡山 優樹

(三) 主たる事務 港区新橋三丁目二十六番四号
 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(七)第六〇七一二号

(五) 免許年月日 平成二十九年二月八日

二 処分年月日 平成三十年十二月十三日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成三十一年
 一月七日から同月二十一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第七百二十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十
 九条第一項の規定に基づき南山東部土地区画整理組合の事
 業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、
 次のとおり告示する。
 平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

南山東部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十八年四月十二日から平成三十七年三月三十一日
 まで

三 施行地区

稲城市大字東長沼字九号並びに字七号、字八号及び字
 十号の各一部、同市大字百村字十四号及び字十五号の各
 一部並びに同市大字矢野口字上綱、字奥畑、字牛喰、字
 根方、字坂上、字西山、字大久保及び字谷戸の各一部

四 事務所の所在地

稲城市大字百村字十五号千四百六十二番一

五 設立認可の年月日

平成十八年四月十二日

六 変更認可の年月日

平成三十年十二月二十一日

●東京都告示第七百二十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条
 第一項の規定に基づき戸越五丁目19番地区市街地再開発組
 合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定によ
 り、次のように告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

戸越五丁目19番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月二十一日から平成三十六年三月三十
 日まで

三 施行地区

品川区戸越五丁目地内

四 事務所の所在地

品川区戸越五丁目十九番七号

五 設立認可の年月日

平成三十年十二月二十一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲
 示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載して
 これを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
 限

平成三十一年一月十九日

●東京都告示第七百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
 という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
 おり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日
指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条	平成三十年	国立市青柳二丁目八番十六	延長 五三・九六
第一項第五号	十一月二十七日	の一部、同番十七、同番二十並びに同番二十一、同番二十七、同番五十八及び同番五十九の各一部、同番六十、同番六十一の一部、同番七十二並びに同番七十四の一部	幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百三十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅〜新馬場駅間)連続立体交差事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 原田 一之
港区高輪二丁目二十番二十号

二 対象事業の名称及び種類
京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅〜新馬場駅間)連続立体交差事業

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、京浜急行電鉄湘南線の泉岳寺駅から新馬場駅までの約一・七キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧
(一) 期間
平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに平成三十年十二月三十一日、平成三十一年一月二日及び同月三日を除く。

なお、平成三十年十二月二十九日から平成三十一年

一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)から(3)までに示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、敷地境界上の地点において、73dB～80dBであり、各工種ともに、評価の指標である騒音規制法(昭和43年法律第98号)又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)の基準値を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、敷地境界上の地点において、57dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である振動規制法(昭和51年法律第64号)又は環境確保条例の基準値と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 列車の走行に伴う鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間51dB～57dB、夜間46dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環大-174号)に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 列車の走行に伴う鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、48dB～56dBであり、いずれも現況値と同等又は下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>
日影	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 事業の実施による日影の原因となる鉄道施設は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和53年東京都条例第63号)の規制対象となるものではないが、評価の指標として、この法律及び条例の基準を参考にして評価した。 工事の完了後において、鉄道施設の構造及び高さに対応し、測定面の高さ4mにおいて、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制時間を超える日影は生じないことから、評価の指標を満足する。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
電波障害	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>ア 鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害 テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送において、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋端部から広域局では最大約35m、県域局では最大約95mまでの範囲で生じると予測され、また、衛星放送において、事業区間の東側で高架橋端部から最大約20mまでの範囲で生じると予測される。このため、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブリングテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。</p> <p>また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。</p> <p>これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。</p> <p>イ 列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラクター障害 パルスノイズ障害は、テレビ画面質に影響を及ぼすほどの障害が生じにくいと予測される。</p> <p>フラクター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まることと予測される。これらの障害において、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブリングテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子別・評価項目	評価の結論
景観	<p>(1) 工事の完了後の変化の程度 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性 事業区間周辺では、工事完了後の主要な景観は、鉄道施設や低層建築物及び中高層建築物等であるため、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。</p> <p>また、鉄道施設の高さは周辺の建築物等を大きく上回ることはなく、鉄道施設は事業区間周辺の都市的要素と融合しているため、地域景観の特性も、ほとんど変化しない。</p> <p>加えて、鉄道施設の材質や色彩等は周辺景観との調和に配慮するため、評価の指標である「東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育むこと」及び「旧東海道の歴史と文化を伝え、賑わいを創出する景観づくり」に寄与すること」を満足する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設や中高層建築物等といった都市景観となっている。その中に新たな都市的要素として、高架橋等の鉄道施設が加わり、眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は、周辺環境と一体となった都市景観になる。</p> <p>また、踏切が除却されることにより、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ることができ、にぎわいのあるまちづくりの実現に寄与する。さらに、高架橋等の鉄道施設の形状や意匠等を地域の景観づくりと寄与するよう配慮するため、評価の指標である「東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育むこと」及び「旧東海道の歴史と文化を伝え、賑わいを創出する景観づくり」に寄与すること」を満足する。</p>
廃棄物	<p>(1) 工事の施行中 既存建造物の解体撤去及び建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 既設建造物の解体撤去及び建設工事に伴い発生する建設発生土については、有効利用率の予測を99%以上、コンクリート、アスファルト等の建設廃棄物については、再資源化率等の予測を99%以上、建設泥土については、再資源化率の予測を98%以上、金属くずについては、再資源化率等の予測を83%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)に定める都関連工事の目標値を達成する。</p> <p>また、計画・設計段階においては、建設発生土・建設廃棄物の発生抑制の計画を検討する等、工事の施行において発生する建設発生土・建設廃棄物については、可能な限り有効利用・再利用及び再資源化することにより発生抑制に努める。</p> <p>なお、有効利用が困難な建設発生土及び再資源化等が困難な建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第137号)等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第七百三十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都
 東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(以下「環状第四号線」という。)のうち、港区高輪三丁目を起点とする港区白金台三丁目までの区間に加え、起点を港区港南三丁目まで変更(環状第四号線の延伸)する都市計画変更を前提とし、このうち港区港南一丁目から港区白金台三丁目までの約二・一キロメートルの区間において、平面構造及び橋りょう構造により、本線往復四車線の道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成三十年十二月三十一日、平成三十一年一月二日及び同日三日を除く。

なお、平成三十年十二月二十九日から平成三十一年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
- 港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 品川区都市環境部環境課
- 品川区広町二丁目一番三十六号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
- 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
- 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮し、「環境影響評価の項目」で選定した大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物の10項目について、「環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価」において対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測及び評価を行いました。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1に示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	予測事項	評価の結論
大気汚染	【工事の完了後】自動車等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（一次生成物質）の大気における濃度	計画道路の敷地境界における二酸化窒素の濃度（日平均値の年間98%値）の最大値は、白金台区間では計画道路の供用時0.041ppm、道路ネットワークの整備完了時0.041ppm、高輪・港南区間では計画道路の供用時0.042ppm、道路ネットワークの整備完了時0.042ppmと予測され、評価の指標とした環境基本法（平成5年法律第91号）に基づくと二酸化窒素に係る環境基準（0.04ppm）から0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下*1）を満足します。計画道路の敷地境界における浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の2%除外値）の最大値は、白金台区間では計画道路の供用時0.051mg/m ³ 、道路ネットワークの整備完了時0.051mg/m ³ 、高輪・港南区間では計画道路の供用時0.049mg/m ³ 、道路ネットワークの整備完了時0.049mg/m ³ と予測され、評価の指標とした環境基本法に基づくと大気汚染に係る環境基準（0.10mg/m ³ 以下）を下回ります。計画道路の敷地境界における建設作業の騒音レベルの最大値は、平面構造75dB、橋りょう構造79dBと予測され、評価の指標とした都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）（以下「環境確保条例」といいます。）に基づくと指定建設作業に適用する騒音の報告基準（80dB）を満足します。計画道路の敷地境界における建設作業の騒音レベルの最大値は、平面構造69dB、橋りょう構造69dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づくと指定建設作業に適用する騒音の報告基準（70dB）を満足します。
騒音・振動	【工事の進行中】建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動レベル	計画道路の敷地境界における道路交通の騒音レベルの最大値は、白金台区間では計画道路の供用時は昼間67dB・夜間62dB、道路ネットワークの整備完了時は昼間69dB・夜間64dB、高輪・港南区間では計画道路の供用時は昼間68dB・夜間62dB、道路ネットワークの整備完了時は昼間70dB・夜間65dBと予測され、評価の指標とした環境基本法に基づくと騒音に係る環境基準（昼間70dB以下・夜間65dB以下）を満足します。
	【工事の完了後】自動車等の走行に伴う道路交通の騒音レベル	計画道路の敷地境界における道路交通の騒音レベルの最大値は、白金台区間では計画道路の供用時は昼間50dB・夜間49dB、道路ネットワークの整備完了時は昼間49dB・夜間48dB、高輪・港南区間では計画道路の供用時は昼間55dB・夜間54dB、道路ネットワークの整備完了時は昼間55dB・夜間54dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づくと日常生活等に適用する騒音の規制基準（昼間60dB以下・夜間55dB以下）を満足します。
	【工事の完了後】自動車の走行に伴う構造物からの低周波音圧レベル	高輪・港南区間の橋りょう構造からの計画道路の敷地境界における低周波音圧レベルは、計画道路の供用時77dB（L _{eq} ）・85dB（L _{eq} ）、道路ネットワークの整備完了時77dB（L _{eq} ）・85dB（L _{eq} ）と予測され、評価の指標とした「大部分の地域住民が日常生活において支障を感じない」とされる程度**1）を満足するものと考えられます。

*1：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合に環境基準が達成されたと評価します。「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企262号）（昭和53年環大企262号）
 *2：低周波音については、評価の指標を「大部分の地域住民が日常生活において支障を感じない」とされる程度」とし、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている参考指標である「一般環境中に存在する低周波音圧レベル（1～80Hzの50%時間率音圧レベル：L_{eq}=90dB）」、「ISO-7196に規定されたG特性超低周波音圧レベル（1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル：L_{eq}=100dB）」を参考に評価しました。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目	子測事項	評価の結論
土壌汚染	【工事の施行中】工事の施行に伴う汚染土壌への新たな土壌への拡散の可能性の有無	計画道路が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく形質変更要届出区域を通過するため、同区域において掘削工事を行う場合は、同法第12条に基づく届出を行う等、適切に対処します。その他の区域においては、工事に先立ち同法第4条及び汚染環境保全条例第117条に基づき手帳・調査を行います。土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、同法及び同条例に基づき「汚染拡散防止計画」を作成し、関係機関と調整を行った上で拡散防止措置を実施します。したがって、評価の指標とした「新たな土壌に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考えます。
地形・地質	【工事の施行中】工事の施行に伴う計画道路の存在による斜面等の安定性の変化の程度	計画道路は、急傾斜地崩壊危険箇所を通過するため、地質調査等を実施の上、急傾斜地斜面及び掘削面安定のため、「道路土工一仮設構造物工指針」(平成27年4月 公益社団法人日本道路協会)に基づき山留工法を採用し、杭の支持層として十分に満たす地層の適切な深さまで打設し、計画地内の急傾斜地を掘削します。これにより、急傾斜地斜面及び掘削面の変形を抑制します。また、工事の施行に当たっては、斜面の安定に配慮し、斜面の状態を監視しながら工事を実施します。工事が完了後は、斜面の道路端にコンクリート製の土留め構造物が設置されますが、地質調査等を実施の上、「道路土工一仮設工指針」(平成28年5月 公益社団法人日本道路協会)に基づき十分な擁壁等を設置し、計画地内は盛土等により造成します。したがって、評価の指標とした「斜面等の安定性が確保されること」を満足するものと考えます。
生物・生態系	【工事の完了後】路の存在による生態系内容の変化及びその程度	子測地域 ^{※1} の現況は約9割が構造物で占められています。構造物以外の部分も人為的な影響を大きく受けている植栽樹群(公園内やビル脇の植え込み等)が大半を占めており、樹林の分布は、ごく僅かです。計画道路により改変される範囲は、ほとんどが「構造物及び人為的な影響を大きく受けている植栽樹群」で、樹林の一部です。また、改変により消失する生き物(植物群)はありますが、注目の植物及び動物群の多様性は、改変される範囲内では、ほとんどが「構造物及び人為的な影響を大きく受けている個体はなく、生き物環境の変化も小さい」と考えられます。動物については、樹林及びその周囲の市街地、公園などで多く確認されました。鳥類については、運河で水鳥が確認されたほか、市街地上空の飛翔も見られました。子測地域 ^{※1} において、計画道路により改変される樹林はごく一部であり、改変される範囲のほとんどは構造物及び人為的な影響を大きく受けている植栽樹群です。また、改変により消失する生き物(植物群)はありますが、注目の植物及び動物群の多様性は、注目の動物への影響は小さいものと予測します。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目	子測事項	評価の結論
日照	【工事の完了後】橋りょう構造及びその取付部の存在による日照の状況の変化の程度	橋りょう構造及びその取付部周辺北側の冬至日における日照は、最大約25mの範囲で4時間又は5時間以上生じると予測します。これらの地域の一部は、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域に指定されているため、「公共施設等の設置に起因する日照に生ずる損害等」に係る費用負担について、「昭和51年2月23日付建設事務次官通知」に基づき事業実施段階において必要に応じて適切に対処することから、評価の指標を満足するものと考えます。
電波障害	【工事の完了後】橋りょう構造の存在による電波障害及び反射障害	電波障害の予測の結果、橋りょう構造の南側に最大約100mの範囲で地上デジタル放送の電波障害、また、北側に最大約20mの範囲で衛星放送の電波障害が生じると予測します。一方、反射障害の予測の結果、画像障害を及ぼすまでには至りませんでした。橋りょう構造及びその周辺で電波障害が発生した場合は、「公共施設等の設置に起因するテレビジョン電波受信障害」に係る費用負担について、「昭和51年10月12日付建設事務次官通知」に基づき、適切に対処します。したがって、評価の指標とした「橋りょう構造によりテレビジョン電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えます。
景観	【工事の完了後】計画道路の存在による主要な景観の程度及びその変化の程度	白金台区間では、事業の実施に伴い、集合住宅や事務所建築物、鉄道施設、区道等の一部が改変され、平面構造及び橋りょう構造の計画道路が出現しますが、考慮し、「港区景観計画」に基づき品川駅・新築間辺景観形成特別地区であることを考慮し、平面構造では車道の両側に可能な限り植樹帯(高木・中木・低木)又は植樹帯(中木)を設けることと、橋りょう構造では色彩等を工夫することにより、品川駅・新築間辺の魅力的な街並みを形成します。白金台区間では、平面構造の計画道路が出現することにより、市街地や公園の一部が改変され、眺望の変化が生じますが、車道の両側に植樹帯(中木)を設けることと、電線類の地中化により、周辺の緑との連続性や快適な道路空間を確保することや、電線類の地中化により、周辺の緑との連続性や快適な道路空間を確保することや、また、橋りょう構造の色彩等を工夫することにより、品川駅・新築間辺の魅力的な街並みを形成します。

※1: 植物、緑の量の子測地域は、計画道路の中心から片側約100mまでの範囲、動物、生態系は片側約250mまでの範囲です。 ※2: 都市域生態系とは、市街地等の都市域において、公園、緑地、河川等の基盤環境と、そこに生息(育)する植物及び動物とが相互に関わり合っている生態系をいいます。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	予測事項	評価の結論
廃棄物	【工事の施行中】 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用方法及び	<p>計画道路の工事の施行に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設泥土は、白金台区間の平面構造約380m³、高輪・港南区間の平面構造約870m³、高輪・港南区間の橋りょう構造約1,680m³、合計約2,930m³と予測される。また、再資源化率等を100%と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)の目標値(再資源化率99%以上、再資源化率98%)を上回ります。</p> <p>計画道路の工事の施行に伴い発生する建設発生土は、白金台区間の平面構造約11,500m³、高輪・港南区間の平面構造約9,700m³、高輪・港南区間の橋りょう構造約34,500m³、合計約55,700m³と予測されますが、再利用率を100%と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ります。</p> <p>なお、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務(再資源化・再利用の推進等)による廃棄物の減量)に合致します。</p> <p>また、再資源化が困難な廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>再利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場へ搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊について」、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を上回ること」、「建設泥土について」、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率98%)を上回ること」、「建設発生土については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ること」及び「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること」を満足するものと考えます。</p>

●東京都告示第七百三十二号

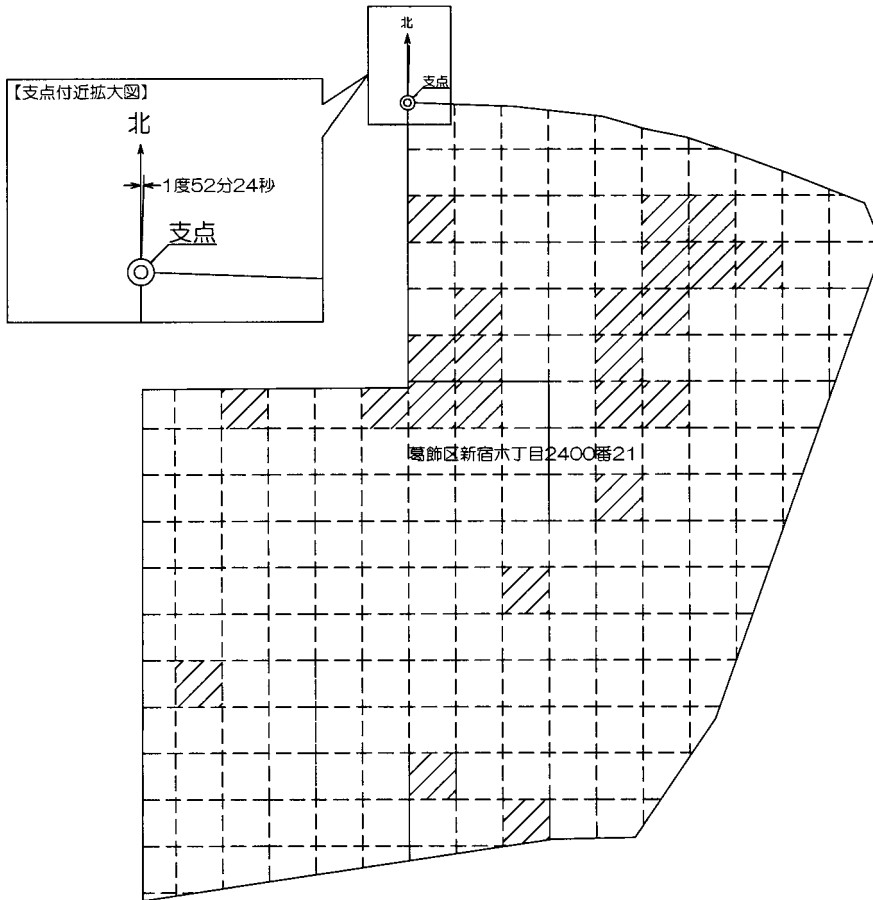
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、葛飾区新宿六丁目2400番21の最北端とする。

【格子の回転角度（1度52分24秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界・筆境界
---	単位区画線
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

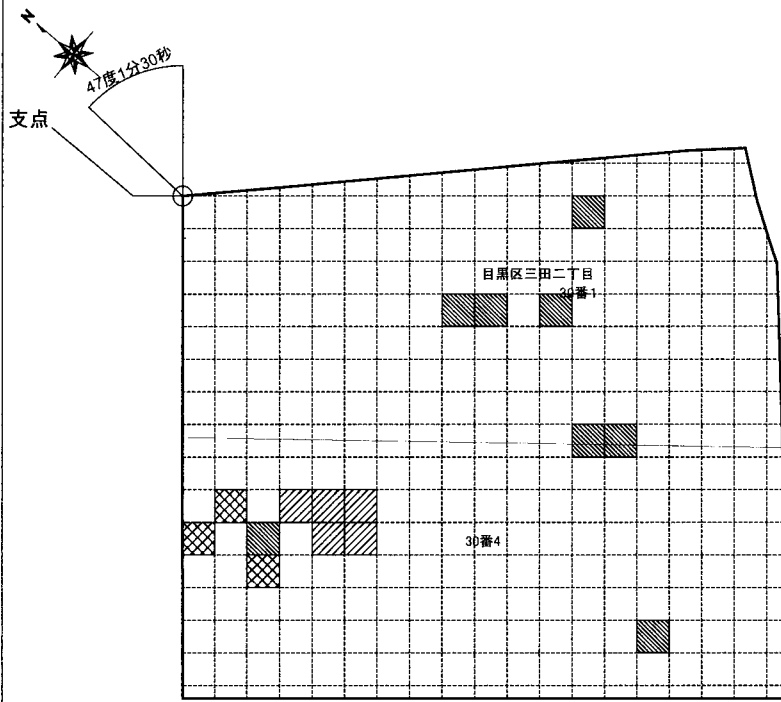
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区三田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

-: 10m単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ☒: 指定を解除する区域
- ▨: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第42号により指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第280号により指定した区域)

【支点】

支点は、目黒区三田二丁目30番1の最北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
 - 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第七百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「更新認定鳥獣捕

獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社野生動物保護管理事務所

二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所

町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号

三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 濱崎 伸一郎

四 その他

一の更新認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第

一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第七百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 日本橋芝浦大森

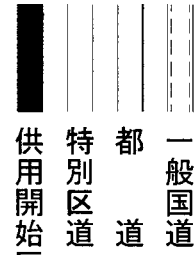
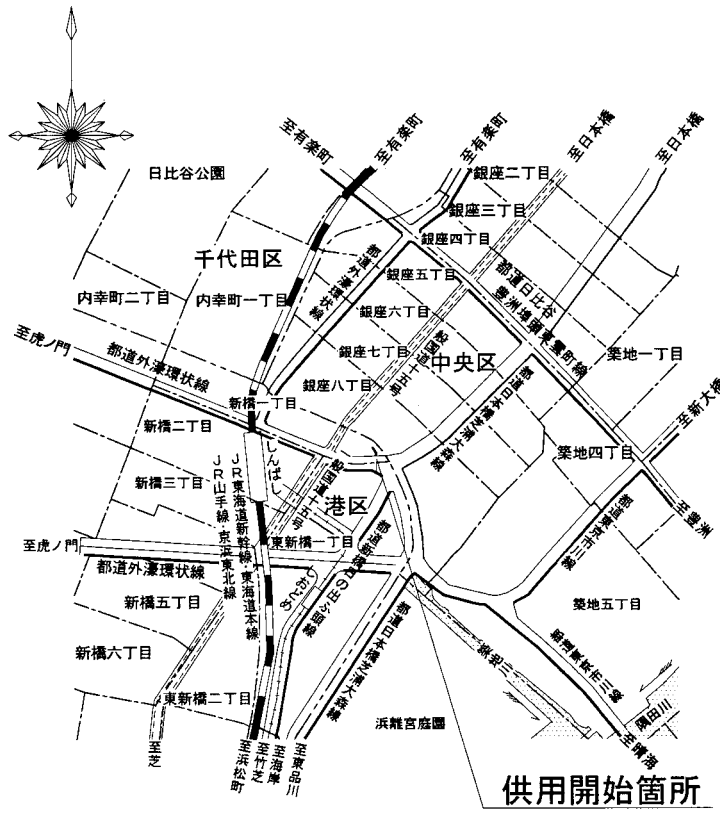
二 供用開始の区間 港区新橋一丁目五番六地先

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成三十年十二月二十一日

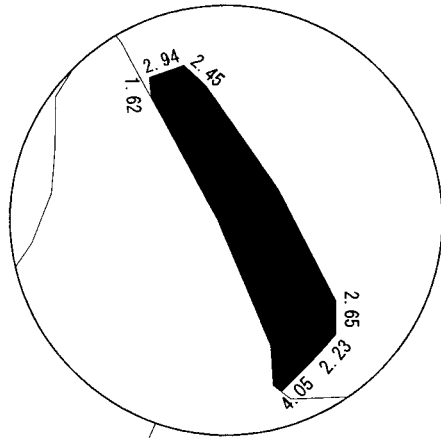
別図

都道日本橋芝浦大森線供用開始略図
港区新橋一丁目地内



延長 一五・〇六メートル
面積 一三六・三六平方メートル

供用開始箇所



●東京都告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

日本橋芝浦大森

二 占用を制限する区間

港区新橋一丁目五番六地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年十二月二十二日

●東京都告示第七百三十八号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）第十八条の規定に基づき、東京都立海上公園を次のとおり休園する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 休園する海上公園

(一) 東京都立東八潮緑道公園

休園区域 別図一のとおり

ア 休園面積 四、八七九・〇〇平方メートルのうち一、五四三・〇〇平方メートル

休園期間 平成三十一年一月十四日から平成三十二年六月三十日まで

イ 休園面積 四、八七九・〇〇平方メートルのうち三、三三六・〇〇平方メートル

休園期間 平成三十二年一月一日から平成三十二年六月三十日まで

(二) 東京都立青海北ふ頭公園

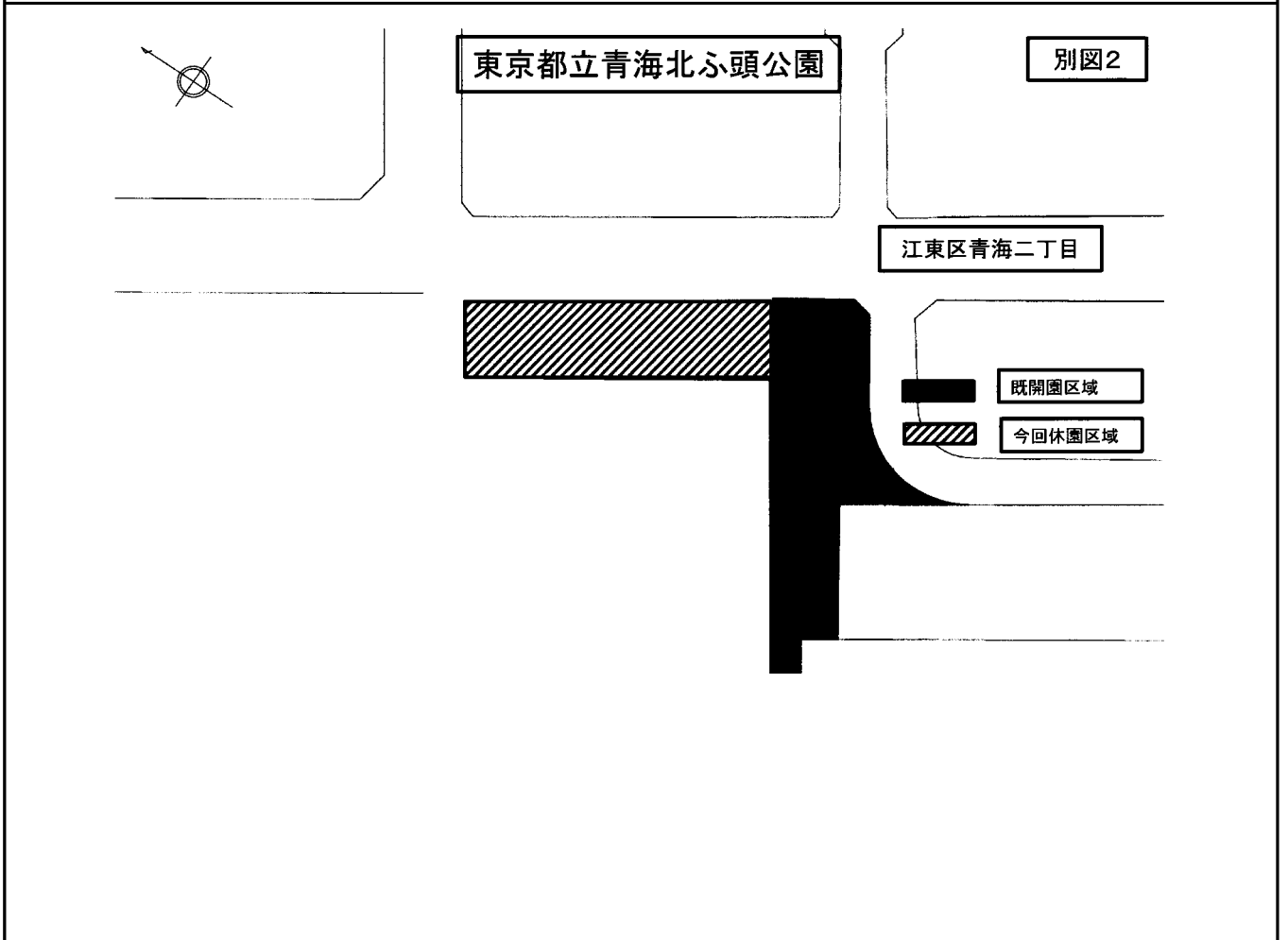
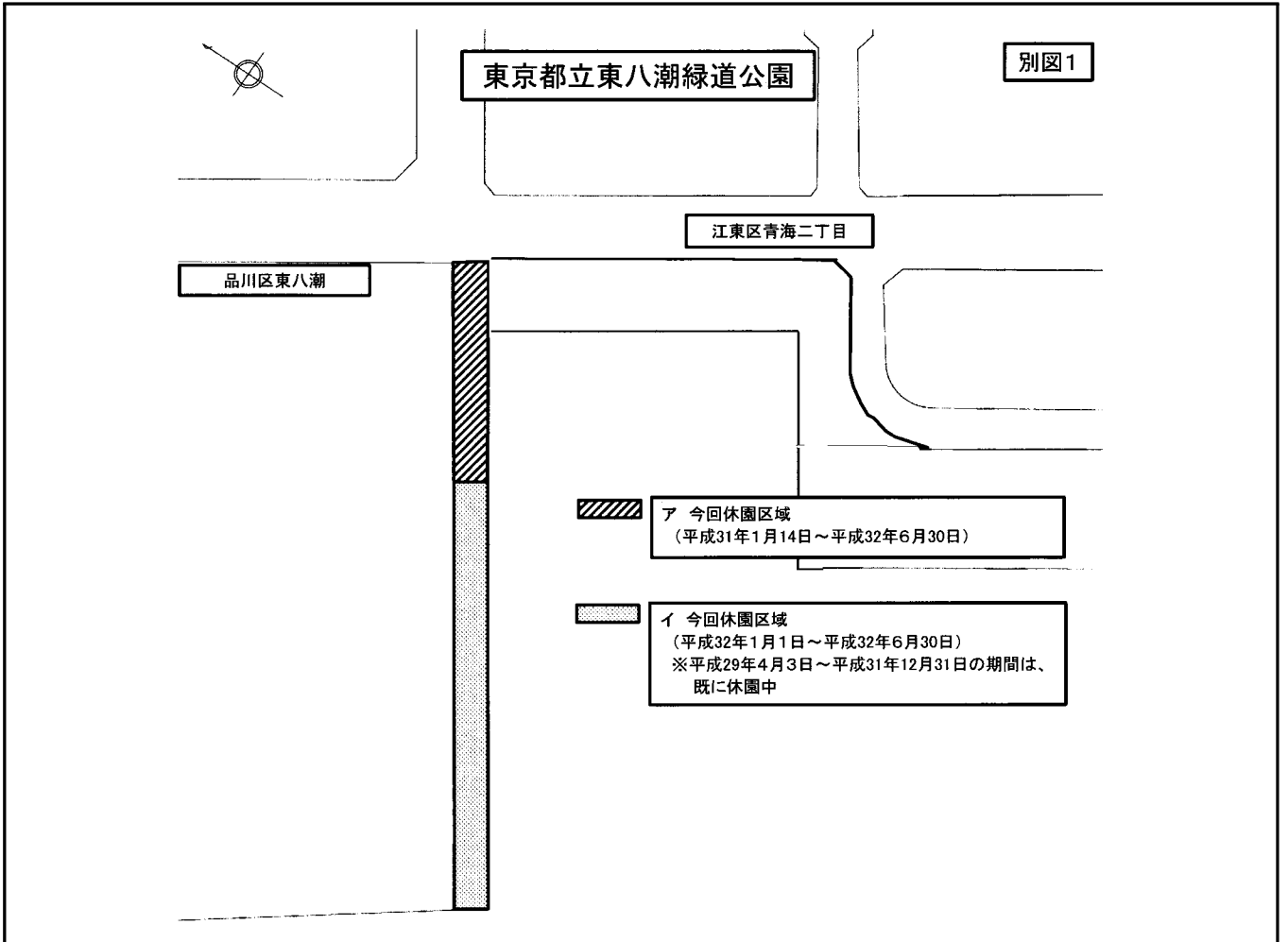
休園区域 別図二のとおり

休園面積 二五、八一二・〇〇平方メートルのうち三、二一四・〇〇平方メートル

休園期間 平成三十一年一月十四日から平成三十二年六月三十日まで

二 理由

新客船ふ頭整備工事の作業用地等として使用するため及び公園改修工事のため



公 告

特定建築物の公募について

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程（昭和五十九年東京都条例第六十号）第十条第二項において準用する同規程第八条第一項の規定により、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業（Pe30街区）に係る特定建築物の公募について、次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十一日

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区

第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 公募により特定建築物に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積、用途の制限及び価格に関する事項

(一) 地域の名称

江戸川区小松川三丁目地内

(二) 面積

七、二二九・九九平方メートル

(三) 用途の制限

住戸・集会室・駐車場・駐輪場・ごみ置場

(四) 敷地譲渡予定価格

一、五四八、〇〇〇、〇〇〇円

二 公募により特定建築物となることができる者に必要な資格に関する事項

特定建築物となろうとする者は、次の全ての要件を備

えていなければならない。

(一) 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

(二) 特定施設建築物の敷地の譲渡に伴う対価の支払能力がある者であること。

(三) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項に規定する免許を有する者であること。

(四) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている期間中である場合

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七号）第八条第二項

第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員である場合

カ 東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ 才若しくはカに規定する者から委託を受けた者又は才若しくはカに規定する者の関係団体及びその役員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）第

五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局市街地整備部再開発課（東京都庁第二本庁舎十一階）

四 申込書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所（提出は、郵送等により受け付ける。）

郵便番号 一六三〇八〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募希望表明書

平成三十一年一月十五日午後五時（必着）

イ 特定建築物申込書

平成三十一年三月七日午後五時（必着）

五 募集要領の配布等

東京都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshiseibimetro.tokyo.jp/>

六 募集要領等に関する問合せ先

東京都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地処分担当
電話番号 〇三（五三二〇）五四六二・五四六三

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
 条第一項の規定により虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発
 組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつ
 たので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

早津 功

二 住所

港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三十七森ビル十二階

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

